

加工施設（ウラン濃縮工場）使用前検査、使用前事業者検査スケジュール等について

1. 検査の対象および時期について

2023年1月31日に提出した「核燃料物質加工施設の使用前検査申請書に係る変更の届出」「使用前確認申請内容の変更について」に基づき、下表に示す使用前検査の受検および使用前事業者検査を引き続き実施する。

項目	設計及び工事の計画の認可申請書の認可年月日及び認可番号	申請変更	検査	検査期日または工事の期日(至)		使用の開始の予定時期	
				変更前	変更後	変更前	変更後
新規制基準対応の追加安全対策	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年10月11日 原規規発第1910112号 (第1回申請) 令和元年12月26日 原規規発第1912261号 (第2回申請) 令和2年3月26日 原規規発第2003265号 (第3回申請) 	2022濃計発第64号 2023年1月31日	使用前検査	2023年1月	2023年4月	2023年2月	2023年5月
	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年7月26日 原規規発第2107268号 (第4回申請) 令和4年2月4日 原規規発第2202048号 (第5回申請) 	2022濃計発第65号 2023年1月31日	使用前事業者検査				
新型遠心機更新等	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年7月26日 原規規発第2107269号 (新型遠心機への更新等) 	2022濃計発第66号 2023年1月31日	使用前事業者検査	2023年8月	2023年11月	2023年9月	2023年12月

本表以外にも「2022濃計発第47号 2022年10月17日 使用前確認申請書」によるBウラン濃縮廃棄物建屋増設について、使用前事業者検査を実施する。

2. 使用前事業者検査の実施方法、検査項目について

(1) 技術基準各条項への適合性を漏れなく検査する方法について

使用前事業者検査において、設工認記載の基本設計方針、仕様表、図等に基づき、適合性確認対象設備に対し新規制基準への適合を漏れなく確認する。

- 「基本設計方針」は、技術基準規則の必要な条項に適合させるための設計方針を規定したもので

あり、「基本設計方針」に基づき適切に検査を整理し「技術基準へ適合していること」について使用前事業者検査で漏れなく確認する。(法第 16 条の 3 第 2 項第 2 号)

- ・ 設工認の仕様表、図に記載された情報は「基本設計方針」への適合を示す事項について、特に具体化し記載したものであり、「基本設計方針」に基づき適切に検査を整理できれば、仕様表、図等の情報については、その整理の中で検査を実施することとなる。(法第 16 条の 3 第 2 項第 1 号の一部および第 2 号の一部)
- ・ 「基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表 (以下「様式-8」という)」は、基本的に「基本設計方針」ごとに設工認における設計およびそれに対応する具体的設計、それらに対応する検査方法等を整理したものである。
- ・ これまで、様式-8 の記載は「基本設計方針」に「項目番号」のみを付していたが、「基本設計方針」と「技術基準規則各条項」との対応が示せていなかったため、「別紙 1」に示すとおり「設工認記載の基本設計方針の章節項等」、「項目番号」および「技術基準規則の各条項」の対応を整理し、この整理を様式-8 に反映することとした。(注意：1 つの「項目番号」が複数の項の要求事項に該当する場合もある。)
- ・ これにより、設定された検査項目が、技術基準規則のどの条項への適合を確認するものであるかわかるようになる。なお、「別紙 1」表内の薄緑に塗りつぶされた条項が、新規制基準において新たに追加された条項である。
- ・ この情報は、様式-8 の「項目番号」欄に以下のフォーマットで記載する。
{技術基準規則の第〇条〇項 (様式-8 項目番号〇) ブランク or 新規制基準}

文書等	工事あり	工事なし (新規制基準)	工事なし
技術基準規則 (4 条から 39 条まで)	旧設工認基準規則から変更のない条項 新規制基準による追加条項		
設工認・基本設計方針	規則の新旧区別なし (4 条から 25 条まで。26 条から 39 条は対象外。)		
様式-8* (基本設計方針)	旧設工認基準規則から変更のない条項 新規制基準による追加条項		
様式-8 (設計)	規則の新旧区別なし 基本設計方針に該当する「設工認設計」有無 および「具体的設計」において工事の有無を識別		
様式-8 (検査方法)	規則の新旧区別なく、工事に係る基本設計方針に対して 1 号、2 号検査を設定	追加条項に係る基本設計方針に対して、1 号、2 号検査を設定	3 号検査に設定
	工事範囲外で基本設計方針との整合を確認する事項を 3 号検査に設定	新規制基準以外で基本設計方針との整合を確認する事項を 3 号検査に設定	

*様式-8 はエクセルにて作成し、基準規則条文ごとにシート化する。

(2) 設工認対象設備の仕様変更有無および変更工事有無に基づく検査項目について

様式-8の「確認方法」欄における「検査項目」の設定は、以下の整理に基づき実施する。

- ・ 「仕様変更の有無」によらず、「変更の工事あり」の場合は、1号検査（構造、強度及び漏えい。以下同じ。）および2号検査（機能及び性能。以下同じ。）により検査を実施する。
- ・ 「変更の工事なし」の設備・機器等のうち、新規制基準で新たに追加された条項への適合を示すべきものについては、基本的には1号検査および2号検査を適用する。例を「別紙2」に示す。
これは、「設工認申請書 I-2 工事の方法_2.3 基本方針検査」記載の「基本設計方針のうち「構造、強度及び漏えいに係る検査」および「機能及び性能に係る検査」では確認できない事項について、表5に示す検査（基本設計方針に係る検査）を実施する。」に基づく整理である。
- ・ なお、「変更の工事なし」の設備・機器等のうち、新規制基準で新たに追加された条項への適合を示すべきもののうち、「設工認設計結果が、設計に係る定性的な要求の場合」については、当該整理の適用を除外するものとする。
- ・ 「変更の工事なし」の設備・機器等のうち、新規制基準で新たに追加された条項への適合を示す必要のないものについては、基本設計方針に係る検査（3号検査）を適用する。

工事有無	検査項目（号）
工事あり（仕様表変更有無いずれの場合でも）	1号、2号
	3号
工事なし（新規制基準による追加条項に該当する既設設備）	1号、2号
	3号
工事なし（新規制基準による追加条項に該当しない既設設備）	3号

3. 使用前事業者検査要領書への検査整理表の添付について

様式-8による設計結果、検査項目等を「検査整理表（別紙3）」に展開し、対象検査要領書に添付し、以下を明確化する。

- ・ 基準規則条項と基本設計方針との対比
- ・ 技術基準条項（特に「項」）
- ・ 基本設計方針に係る検査における確認対象となる設計方針

以上

現技術基準規則のうち、新規基準に該当する条項および基本設計方針の整理

技術基準規則（薄緑のセルが新規基準追加条項）		設工認・基本設計方針（薄緑のセルが新規基準追加条項に対応）		様式-8		規則「項」との対		第2章 個別項目		様式-8		規則「項」との対			
見出し	条	項	第1章 共通項目	シート	項目番号	比		シート	項目番号	比		シート	項目番号	比	
(核燃料物質の臨界防止)	第四条	1項	1. 核燃料物質の臨界防止 1.1 臨界防止に関する基本方針 1.2 濃縮施設の臨界防止 1.2.1 単一ユニットの臨界安全設計 1.2.2 複数ユニットの臨界安全設計 1.3 核燃料物質の貯蔵施設の臨界防止 1.3.1 単一ユニットの臨界安全設計 1.3.2 複数ユニットの臨界安全設計 1.4 放射性廃棄物の廃棄施設の臨界防止 1.4.1 単一ユニットの臨界安全設計 1.4.2 複数ユニットの臨界安全設計 1.4.3 少量ウラン取扱い設備の臨界安全設計 1.5 その他の加工施設の臨界防止	4条	1	1項、2項、3項	-								
		2項		2,5,6,8,9	1項、2項										
		3項		3,4	1項										
				7	2項										
(安全機能を有する施設の地盤)	第五条	1項	2. 地盤	5条	1	1項	-								
(地震による損傷の防止)	第六条	1項	3. 自然現象 3.1 地震による損傷の防止 3.1.1 地震による損傷の防止に関する基本方針 3.1.2 耐震構造 3.1.2.1 建物・構築物の耐震設計 3.1.2.2 設備及び機器の耐震設計 3.1.2.3 設計基準を超える条件に対する設計上の考慮 3.1.3 耐震重要度の分類 3.1.3.1 第1類について 3.1.3.2 第2類について	6条	-	-	-								
		2項		1	1項										
		3項		2	1項										
				3	1項										
(津波による損傷の防止)	第七条	1項	3.2 津波による損傷の防止	7条	1	1項	-								
(外部からの衝撃による損傷の防止)	第八条	1項	3.3 外部からの衝撃による損傷の防止 3.3.1 外部からの衝撃による損傷の防止に関する基本方針 3.3.2 自然現象及び人為事象（電磁的障害及び化学物質の放出を除く。） 3.3.2.1 竜巻、森林火災、落雷及び火山の影響以外の自然現象 3.3.2.1.1 風（台風）及び積雪 3.3.2.1.2 低温・凍結 3.3.2.1.3 高温 3.3.2.1.4 降水 3.3.2.1.5 生物学的事象 3.3.2.2 竜巻 3.3.2.2.1 防護対象施設 3.3.2.2.2 設計荷重の設定 3.3.2.2.3 竜巻防護設計 3.3.2.2.4 竜巻随伴事象に対する設計 3.3.2.2.5 その他の考慮 3.3.2.2.6 手順等 3.3.2.3 外部火災 3.3.2.3.1 防護対象施設 3.3.2.3.2 設計荷重の設定及び防護設計 3.3.2.3.3 外部火災による二次的影響 3.3.2.3.4 手順等 3.3.2.4 落雷 3.3.2.4.1 防護対象施設 3.3.2.4.2 想定する落雷の規模 3.3.2.4.3 耐雷設計 3.3.2.5 火山の影響 3.3.2.5.1 防護対象施設 3.3.2.5.2 想定する事象及び設計荷重 3.3.2.5.3 防護設計 3.3.3 人為事象（電磁的障害及び化学物質の放出） 3.3.3.1 電磁的障害 3.3.3.2 敷地内における化学物質の放出 3.3.4 航空機落下	8条	-	-	-								
		2項		1	1項、2項										
		3項		2	1項										
				2	1項										
(加工施設への人の不法な侵入等の防止)	第九条	1項	9. その他 9.1 加工施設への人の不法な侵入等の防止	9条	1~3	1項	5. その他の加工施設	9条							
						5.6 不法侵入等防止設備	4	1項							
(閉じ込めの機能)	第十条	1項	4. 閉じ込めの機能 4.1 閉じ込め 4.1.1 閉じ込めの機能 4.1.2 漏えい検知及び漏えい拡大防止並びに影響軽減 4.1.3 第1種管理区域の負圧設計 4.1.4 液体廃棄物の漏えい防止 4.1.5 保守点検	10条	-	-	-								
				1	冒頭宣言										
				2~17	1項										
				18~26	1項（2号）										
(火災等による損傷の防止)	第十一条	1項	5. 火災等による損傷の防止 5.1 火災の発生防止 5.2 火災の感知及び消火 5.3 火災の影響軽減 5.4 内部火災影響評価 5.5 体制 5.6 手順等	11条	1	冒頭宣言	-								
		2項		2~10	3項										
		3項		11~18	1項										
		4項		19~26	-(事業許可)										
		5項		27~30	-(事業許可)										
		6項		31	-(事業許可)										
		7項		-	-(事業許可)										
(加工施設内における溢水による損傷の防止)	第十二条	1項	6. 加工施設内における溢水による損傷の防止 6.1 溢水防護に関する基本設計方針 6.2 溢水影響評価 6.2.1 溢水源の想定 6.2.2 溢水量の算出 6.2.3 防護対象施設の選定 6.2.4 評価対象区画の設定 6.2.5 溢水経路の設定 6.2.6 有効床面積の設定 6.3 溢水防護対策	12条	-	-	5. その他の加工施設					12条		16	1項
				1	1項										
				-	-										
				2	1項										
				3	1項										
				4	1項										
				5	1項										
				6	1項										
				7	1項										
				8~15	1項										
(安全避難通路等)	第十三条	1項	9. その他 9.2 安全避難通路等	13条	-	-	-								
				1~3	1項										

技術基準規則（薄緑のセルが新規基準追加条項）		設工認・基本設計方針（薄緑のセルが新規基準追加条項に対応）		様式-8		規則「項」との対		第2章 個別項目		様式-8		規則「項」との対		
見出し	条	項	第1章 共通項目	シート	項目番号	項目番号	比	シート	項目番号	項目番号	比	シート	項目番号	
(安全機能を有する施設)	第十四条	1項	8. 設備に対する要求事項 8.1 安全機能を有する施設 8.1.1 本施設の設計に対する考慮 8.1.2 誤操作の防止に対する考慮	14条	1	1	1項	1.濃縮施設 1.1 カスケード設備及び高周波電源設備 1.2 UF6処理設備 1.3 均質・ブレンディング設備 5.その他の加工施設 5.2 核燃料物質の検査設備 5.3 核燃料物質の計量設備 5.4 洗缶設備 5.5 除染設備 5.9 緊急時対策所 5.10 中央制御室	14条	9	1	16条	1	1項
		2項			2	1項	2			1項				
		3項			3	2項	3			1項				
		4項			4	3項	4			1項				
					5	4項	5			2項				
					6	4項	6			1項				
					7	-(事業許可)	7			1項				
					8	-(事業許可)	8			1項				
(材料及び構造)	第十五条	1項	8.2 材料及び構造 8.2.1 材料 8.2.2 構造及び強度 8.2.3 主要な溶接部 8.2.4 耐圧試験等	15条	1	1	1項							
		2項			2	1項								
					3	1項								
					4	1項								
					5	2項								
(搬送設備)	第十六条	1項	-											
(核燃料物質の貯蔵施設)	第十七条	1項	-											
(警報設備等)	第十八条	1項	8.3 警報設備 8.3.1 臨界 8.3.2 閉じ込めの機能 8.3.2.1 加熱に対する考慮 8.3.2.2 閉じ込めの機能 8.3.3 放射線管理 8.3.4 計装空気及び計装電源喪失対策	18条	1	1	1項							
		2項			2	1項								
					3	1項								
					4	1項								
					5	1項								
(放射線管理施設)	第十九条	1項	-											
(廃棄施設)	第二十条	1項	-											
(換気設備)	第二十三条	1項	-											
(核燃料物質等による汚染の防止)	第二十一条	1項	4.2 核燃料物質等による汚染の防止 (閉じ込めの機能) 10条1項 4.閉じ込めの機能に集約	10条	34	1	1項							
(遮蔽)	第二十二条	1項	7. 遮蔽 7.1 遮蔽設計の基本方針	22条	1	1	-(冒頭宣言)							
	2項	2												2
(非常用電源設備)	第二十四条	1項	-											
(通信連絡設備)	第二十五条	1項						5.その他の加工施設 5.1 非常用設備	24条	1	1	1項,2項		
		2項								2	1	1項		
										3	2	2項		
										4	1	1項,2項		
										5	1	1項		
										6	1	1項		
第三章 重大事故等対処施設			該当なし											

	旧設工認基準規則	技術基準規則
比較対象の基準規則に関する補足 右に示す規則間で、条文の差を確認した。	附則 (平成二四年九月一四日経済産業省令第六八号) この省令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。	附則 (施行期日) 第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。 (加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則等の廃止) 第二条 次に掲げる規則は、廃止する。 一 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十号）
地盤、地震に関する補足 技術基準規則 5条地盤、6条地震については、旧規則 5条耐震性の具体詳細化であり、要求事項に変更はない（旧規則においても、地盤は申請対象）。 なお、第1回～3回申請において建物の「工事を伴わないものの検査」として「N値50以上の地耐力を有する地盤に支持させ、接地圧に対する支持性能を得る設計とする。」を設定し、2022/7/26に使用前検査を受検済み（結果：良）。	(耐震性) 第五条 加工施設は、これに作用する地震力による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないように施設しなければならない。 2 前項の地震力は、加工施設の構造及びこれが損壊した場合における災害の程度に応じて、基礎地盤の状況、その地方における過去の地震の記録に基づく震害の程度、地震活動の状況その他の要因を考慮して算定しなければならない。	(安全機能を有する施設の地盤) 第五条 安全機能を有する施設は、事業許可基準規則第六条第一項の地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。 (地震による損傷の防止) 第六条 安全機能を有する施設は、これに作用する地震力（事業許可基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。 2 耐震重要施設（事業許可基準規則第六条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。）は、基準地震動による地震力（事業許可基準規則第七条第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。）に対してその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。 3 耐震重要施設は、事業許可基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。

「工事なし（新規制基準条項に該当する既設設備）」で、1号または2号検査を設定する設備の例

例：8条 外部からの衝撃による損傷の防止 項目番号2,3

新規制基準に該当する条項および基本設計方針を整理

濃縮・埋設事業所加工施設(ウラン濃縮工場)				項目番号	8条1項(様式-8 項目番号2) 新規制基準	8条1項(様式-8 項目番号3) 新規制基準
加工施設				基本設計方針	3.3.2 自然現象及び人為事象(電磁的障害及び化学物質の放出を除く。) 3.3.2.1 竜巻、森林火災、落雷及び火山の影響以外の自然現象 3.3.2.1.1 風(台風)及び積雪 風(台風)及び積雪については、八戸特別地域気象観測所で観測された日最大瞬間風速、また、積雪については、八戸特別地域気象観測所、むつ特別地域気象観測所及び六ヶ所地域気象観測所で観測された最深積雪を踏まえて、建築基準法に基づき設計荷重を設定し、これに対し安全機能を損なわないよう設計する。①	3.3.2.1.2 低温・凍結 低温・凍結については、ユーティリティ系の水等が凍結した場合でも、本施設の特徴から閉じ込め機能等の安全機能を喪失するおそれはないが、低温・凍結による影響を防止するため、設備及び機器は日本産業規格等に基づき設計を行うとともに建物内に収納し直接外気の影響を受けないようにし、建物は建築基準法等関係法令に基づき設計を行う。②
施設区分	設備区分	機種分類	関連条文	機器名称	機能要求①	機能要求①
濃縮施設	カスケード設備	ポンプ	4,5,6,8,10,11,14,15,	2A製品ブースタポンプ	【説明書】 ①建物に収納することにより防護する設計とする。 【設備変更対象(工事あり)】 【設備変更対象外(工事なし、変更なし)】 ①同左 【記録等】 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	【説明書】 ①建物に収納することにより防護する設計とする。 【設備変更対象(工事あり)】 【設備変更対象外(工事なし、変更なし)】 ①同左 【記録等】 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
濃縮施設	カスケード設備	主配管	4,5,6,8,10,11,14,15,	主要配管(RE-2A)	【説明書】 ①建物に収納することにより防護する設計とする。 【設備変更対象(工事あり)】 【設備変更対象外(工事なし、変更なし)】 ①同左 【記録等】 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	【説明書】 ①建物に収納することにより防護する設計とする。 【設備変更対象(工事あり)】 【設備変更対象外(工事なし、変更なし)】 ①同左 【記録等】 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
濃縮施設	カスケード設備	-	5,6,10,14,	カバー(RE-2A共通)	【説明書】 ①建物に収納することにより防護する設計とする。 【設備変更対象(工事あり)】 【設備変更対象外(工事なし、変更なし)】 ①同左 【記録等】 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	【説明書】 ①建物に収納することにより防護する設計とする。 【設備変更対象(工事あり)】 【設備変更対象外(工事なし、変更なし)】 ①同左 【記録等】 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
濃縮施設	カスケード設備	-	5,6,10,14,	シート(RE-2A共通)	【説明書】 ①建物に収納することにより防護する設計とする。 【設備変更対象(工事あり)】 【設備変更対象外(工事なし、変更なし)】 ①同左 【記録等】 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	【説明書】 ①建物に収納することにより防護する設計とする。 【設備変更対象(工事あり)】 【設備変更対象外(工事なし、変更なし)】 ①同左 【記録等】 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
濃縮施設	UF6処理設備(発生・供給系)	機械装置	5,6,8,11,1,22	2号発生槽	【説明書】 ①建物に収納することにより防護する設計とする。 【設備変更対象(工事あり)】 【設備変更対象外(工事なし、変更なし)】 ①同左 【記録等】 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	【説明書】 ①建物に収納することにより防護する設計とする。 【設備変更対象(工事あり)】 【設備変更対象外(工事なし、変更なし)】 ①同左 【記録等】 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書

識別した基本設計方針が適用される適合性確認対象設備

具体的な要求

要求事項に対応した検査項目の設定

様式-8の構成

(例は、4回申請分 機械設備 設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理 該当機器)

8条
(約1/4)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

別紙3「検査整理表」例の対象

検査整理表

【施設名】 濃縮・埋設事業所加工施設(ウラン濃縮工場)
 【設備名】 主要配管(RE-2A)

検査項目	該当条文	基本設計方針	仕様表	説明書	詳細設計 (具体的設計)	検査方法	検査の種類
①据付・外観検査	(外部衝撃)8条1項(様式-8項目番号2)新規制基準	3.3.2 自然現象及び人為事象(電磁的障害及び化学物質の放出を除く。) 3.3.2.1 竜巻、森林火災、落雷及び火山の影響以外の自然現象 3.3.2.1.1 風(台風)及び積雪 風(台風)及び積雪については、八戸特別地域気象観測所で観測された日最大瞬間風速、また、積雪については、八戸特別地域気象観測所、むつ特別地域気象観測所及び六ヶ所地域気象観測所で観測された最深積雪を踏まえて、建築基準法に基づき設計荷重を設定し、これに対し安全機能を損なわないよう設計する。①	【仕様表】 — 【記録等】 —	【説明書】 ①建物に収納することにより防護する設計とする。 【記録等】 ・加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	【設備変更対象(工事あり)】 — 【設備変更対象外(工事なし、変更なし)】 ①同左 なし	【検査項目】 ①据付・外観検査 【検査方法】 ①実検査(代表立会い)	一号検査
①据付・外観検査	(外部衝撃)8条1項(様式-8項目番号3)新規制基準	3.3.2.1.2 低温・凍結 低温・凍結については、ユーティリティ系の水等が凍結した場合でも、本施設の特徴から閉じ込め機能等の安全機能を喪失するおそれはないが、低温・凍結による影響を防止するため、設備及び機器は日本産業規格等に基づき設計を行うとともに建物内に収納し直接外気の影響を受けないようにし、建物は建築基準法等関係法令に基づき設計を行う。②	【仕様表】 — 【記録等】 —	【説明書】 ①建物に収納することにより防護する設計とする。 【記録等】 ・加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	【設備変更対象(工事あり)】 — 【設備変更対象外(工事なし、変更なし)】 ①同左 なし	【検査項目】 ①据付・外観検査 【検査方法】 ①実検査(代表立会い)	一号検査
①据付・外観検査	(外部衝撃)8条1項(様式-8項目番号4)新規制基準	3.3.2.1.3 高温 高温については、本施設の特徴から閉じ込め機能等の安全機能が喪失するおそれはないが、高温による影響を防止するため、設備及び機器は日本産業規格等に基づき設計を行うとともに建物内に収納し直接外気の影響を受けないようにし、建物は建築基準法等関係法令に基づき設計を行う。③	【仕様表】 — 【記録等】 —	【説明書】 ①建物に収納することにより防護する設計とする。 【記録等】 ・加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	【設備変更対象(工事あり)】 — 【設備変更対象外(工事なし、変更なし)】 ①同左 なし	【検査項目】 ①据付・外観検査 【検査方法】 ①実検査(代表立会い)	一号検査
①据付・外観検査	(外部衝撃)8条1項(様式-8項目番号5)新規制基準	3.3.2.1.4 降水 降水については、敷地内の排水設計により、八戸特別地域気象観測所及びむつ特別地域気象観測所で観測された最大日降水量及び最大1時間降水量を踏まえても、大量の雨水が施設に浸水しないよう設計する。④	【仕様表】 — 【記録等】 —	【説明書】 ①建物に収納することにより防護する設計とする。 【記録等】 ・加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	【設備変更対象(工事あり)】 — 【設備変更対象外(工事なし、変更なし)】 ①同左 なし	【検査項目】 ①据付・外観検査 【検査方法】 ①実検査(代表立会い)	一号検査
①基本設計方針検査	(外部衝撃)8条1項(様式-8項目番号8)新規制基準	3.3.2.2.1 防護対象施設 本施設のうち、設計上考慮する竜巻から防護する施設(以下「竜巻防護施設」という。)は、竜巻による風圧力、気圧差、飛来物に対して、安全機能を損なわない設計とする。 竜巻防護施設として、UF6を内包する設備及び機器、UF6に汚染された機器及びこれらを収納する建屋とし、閉じ込め機能喪失時のリスクレベルに応じて対策を講じる設計とする。 本施設内の竜巻防護施設のうち、損傷時の漏えいによる影響度の大きい均質槽は建屋(2号発回均質槽)による防護を基本とし、「建屋により防護する施設」と分類する。 また、設計飛来物に対し、防護が期待できない建屋に収納される竜巻防護施設は、損傷時の影響度が小さいことから、設備又は運用による竜巻防護対策を実施することとし、「設備又は運用により防護する施設」と分類する。 なお、竜巻防護施設(2号発回均質槽)の周囲の建屋・構築物の高さ及び竜巻防護施設(2号発回均質槽)との距離を考慮し、損壊により竜巻防護施設(2号発回均質槽)に波及的影響を及ぼすおそれのある施設を、竜巻防護施設(2号発回均質槽)に波及的影響を及ぼし得る施設として選定し、建屋により防護する施設の安全機能を損なわない設計とする。竜①	【仕様表】 — 【記録等】 —	【基本設計方針】 ①設計飛来物に対し、防護が期待できない建屋に収納される竜巻防護施設は、損傷時の影響度が小さいことから、設備又は運用による竜巻防護対策を実施することとし、「設備又は運用により防護する施設」と分類する。 【記録等】 ・基本設計方針	【設備変更対象(工事あり)】 — 【設備変更対象外(工事なし、変更なし)】 ①同左 なし	【検査項目】 ①基本設計方針検査 【検査方法】 ①記録確認検査	三号検査
①据付・外観検査	(外部衝撃)8条1項(様式-8項目番号23)新規制基準	3.3.2.3.1 防護対象施設 本施設において外部火災発生時に発生が想定されるハザードとして、熱せられたUF6の圧力上昇によって発生するUF6を取り扱う設備及び機器からの漏えいがある。 したがって、UF6を取り扱う設備及び機器の閉じ込め機能を防護対象安全機能とする。 UF6を取り扱う設備及び機器は、全て建屋内に收容されているため、防護対象を收容する建屋(2号発回均質槽、2号カスケード棟、1号発回均質槽、Aウラン貯蔵庫、Bウラン貯蔵庫、ウラン貯蔵・廃棄物庫)を防護対象施設とし、防護対象安全機能を損なわない設計とする。 また、本施設敷地内に存在する施設のうち、防護対象施設へ熱影響を与える可能性のある施設(オイルヤード内重油タンク・軽油タンク、補助建屋内重油タンク・軽油タンク、危険物薬品貯蔵庫内危険物貯蔵所)を屋外危険物貯蔵施設とし、屋外危険物貯蔵施設への外部火災による影響及び外部火災源としての影響を考慮したとしても、防護対象安全機能を損なわない設計とする。外①	【仕様表】 — 【記録等】 —	【説明書】 ①建物に収納することにより防護する設計とする。 【記録等】 ・加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	【設備変更対象(工事あり)】 — 【設備変更対象外(工事なし、変更なし)】 ①同左 なし	【検査項目】 ①据付・外観検査 【検査方法】 ①実検査(代表立会い)	一号検査
①据付・外観検査	(外部衝撃)8条1項(様式-8項目番号35)新規制基準	3.3.2.5.1 防護対象施設 降下火砕物によりUF6を内包する設備及び機器を収納する建屋の健全性が損なわれると、安全に影響を及ぼすおそれのあることから、UF6を内包する設備及び機器を防護対象施設とし、防護設計を講じる。山①	【仕様表】 — 【記録等】 —	【説明書】 ①建物に収納することにより防護する設計とする。 【記録等】 ・加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	【設備変更対象(工事あり)】 — 【設備変更対象外(工事なし、変更なし)】 ①同左 なし	【検査項目】 ①据付・外観検査 【検査方法】 ①実検査(代表立会い)	一号検査

検査整理表

【施設名】 濃縮・埋設事業所加工施設(ウラン濃縮工場)
 【設備名】 2号発生槽

検査項目	該当条文	基本設計方針	仕様表	説明書	詳細設計 (具体的設計)	検査方法	検査の種類
①据付・外観検査	(外部衝撃)8条1項(様式-8項目番号2)新規制基準	3.3.2 自然現象及び人為事象(電磁的障害及び化学物質の放出を除く。) 3.3.2.1 竜巻、森林火災、雷害及び火山の影響以外の自然現象 3.3.2.1.1 風(台風)及び積雪 風(台風)及び積雪については、八戸特別地域気象観測所で観測された日最大瞬間風速、また、積雪については、八戸特別地域気象観測所、むつ特別地域気象観測所及び六ヶ所地域気象観測所で観測された最深積雪を踏まえて、建築基準法に基づき設計荷重を設定し、これに対し安全機能を損なわないよう設計する。①	【仕様表】 -	【説明書】 ①建物に収納することにより防護する設計とする。	【設備変更対象(工事あり)】 - 【設備変更対象外(工事なし、変更なし)】 ①同左	【検査項目】 ①据付・外観検査 【検査方法】 ①実検査(代表立会い)	一号検査
①据付・外観検査	(外部衝撃)8条1項(様式-8項目番号3)新規制基準	3.3.2.1.2 低温・凍結 低温・凍結については、ユーティリティ系の水等が凍結した場合でも、本施設の特徴から閉じ込め機能等の安全機能を喪失するおそれはないが、低温・凍結による影響を防止するため、設備及び機器は日本産業規格等に基づき設計を行うとともに建物内に収納し直接外気の影響を受けないようにし、建物は建築基準法等関係法令に基づき設計を行う。②	【仕様表】 -	【説明書】 ①建物に収納することにより防護する設計とする。	【設備変更対象(工事あり)】 - 【設備変更対象外(工事なし、変更なし)】 ①同左	【検査項目】 ①据付・外観検査 【検査方法】 ①実検査(代表立会い)	一号検査
①据付・外観検査	(外部衝撃)8条1項(様式-8項目番号4)新規制基準	3.3.2.1.3 高温 高温については、本施設の特徴から閉じ込め機能等の安全機能が喪失するおそれはないが、高温による影響を防止するため、設備及び機器は日本産業規格等に基づき設計を行うとともに建物内に収納し直接外気の影響を受けないようにし、建物は建築基準法等関係法令に基づき設計を行う。③	【仕様表】 -	【説明書】 ①建物に収納することにより防護する設計とする。	【設備変更対象(工事あり)】 - 【設備変更対象外(工事なし、変更なし)】 ①同左	【検査項目】 ①据付・外観検査 【検査方法】 ①実検査(代表立会い)	一号検査
①据付・外観検査	(外部衝撃)8条1項(様式-8項目番号5)新規制基準	3.3.2.1.4 降水 降水については、敷地内の排水設計により、八戸特別地域気象観測所及びむつ特別地域気象観測所で観測された最大日降水量及び最大1時間降水量を踏まえても、大量の雨水が施設に浸水しないよう設計する。④	【仕様表】 -	【説明書】 ①建物に収納することにより防護する設計とする。	【設備変更対象(工事あり)】 - 【設備変更対象外(工事なし、変更なし)】 ①同左	【検査項目】 ①据付・外観検査 【検査方法】 ①実検査(代表立会い)	一号検査
①基本設計方針検査	(外部衝撃)8条1項(様式-8項目番号8)新規制基準	3.3.2.2.1 防護対象施設 本施設のうち、設計上考慮する竜巻から防護する施設(以下「竜巻防護施設」という。)は、竜巻による風圧力、気圧差、飛来物に対して、安全機能を損なわない設計とする。 竜巻防護施設として、UF6を内包する設備及び機器、UF6に汚染された機器及びこれらを収納する建屋とし、閉じ込め機能喪失時のリスクレベルに応じて対策を講じる設計とする。 本施設内の竜巻防護施設のうち、損傷時の漏えいによる影響度の大きい均質槽は建屋(2号発回均質槽)による防護を基本とし、「建屋により防護する施設」と分類する。 また、設計飛来物に対し、防護が期待できない建屋に収納される竜巻防護施設は、損傷時の影響度が小さいことから、設備又は運用による竜巻防護対策を実施することとし、「設備又は運用により防護する施設」と分類する。 なお、竜巻防護施設(2号発回均質槽)の周囲の建屋・構築物の高さ及び竜巻防護施設(2号発回均質槽)との距離を考慮し、損壊により竜巻防護施設(2号発回均質槽)に波及的影響を及ぼすおそれのある施設を、竜巻防護施設(2号発回均質槽)に波及的影響を及ぼし得る施設として選定し、建屋により防護する施設の安全機能を損なわない設計とする。竜①	【仕様表】 -	【基本設計方針】 ①設計飛来物に対し、防護が期待できない建屋に収納される竜巻防護施設を実施することとし、「設備又は運用により防護する施設」と分類する。	【設備変更対象(工事あり)】 - 【設備変更対象外(工事なし、変更なし)】 ①同左	【検査項目】 ①基本設計方針検査 【検査方法】 ①記録確認検査	三号検査
①据付・外観検査	(外部衝撃)8条1項(様式-8項目番号18)新規制基準	d. 上記a. ~c. 以外の竜巻防護施設は、建屋内の機器配置等により、竜巻防護施設の安全機能に影響を与えない設計とする。竜⑥	【仕様表】 -	【説明書】 ①竜巻の影響を直接受けないように建物に収納する設計とする。 ②設計飛来物の衝突により損傷した建屋の開口部から機器が容易に飛散しないよう基礎ボルト等により固定する設計とする。(飛散評価済み)	【設備変更対象(工事あり)】 - 【設備変更対象外(工事なし、変更なし)】 ①②同左	【検査項目】 ①据付・外観検査 【検査方法】 ①実検査(代表立会い)	一号検査
①据付・外観検査	(外部衝撃)8条1項(様式-8項目番号23)新規制基準	3.3.2.3.1 防護対象施設 本施設において外部火災発生時に発生が想定されるハザードとして、熱せられたUF6の圧力上昇によって発生するUF6を取り扱う設備及び機器からの漏えいがある。 したがって、UF6を取り扱う設備及び機器の閉じ込め機能を防護対象安全機能とする。 UF6を取り扱う設備及び機器は、全て建屋内に収容されているため、防護対象を収容する建屋(2号発回均質槽、2号カスケード棟、1号発回均質槽、Aウラン貯蔵庫、Bウラン貯蔵庫、ウラン貯蔵・廃棄物庫)を防護対象施設とし、防護対象安全機能を損なわない設計とする。 また、本施設敷地内に存在する施設のうち、防護対象施設へ熱影響を与える可能性のある施設(オイルヤード内重油タンク、軽油タンク、補助建屋内重油タンク、軽油タンク、危険物薬品貯蔵庫内危険物貯蔵所)を屋外危険物貯蔵施設とし、屋外危険物貯蔵施設への外部火災による影響及び外部火災源としての影響を考慮したとしても、防護対象安全機能を損なわない設計とする。外①	【仕様表】 -	【説明書】 ①建物に収納することにより防護する設計とする。	【設備変更対象(工事あり)】 - 【設備変更対象外(工事なし、変更なし)】 ①同左	【検査項目】 ①据付・外観検査 【検査方法】 ①実検査(代表立会い)	一号検査

【施設名】 濃縮・埋設事業所加工施設(ウラン濃縮工場)
 【設備名】 2号発生槽

検査項目	該当条文	基本設計方針	仕様表	説明書	詳細設計 (具体的設計)	検査方法	検査の種類
①据付・外観検査	(外部衝撃)8条1項 (様式-8 項目番号 35)新規 制基準	3.3.2.5.1 防護対象施設 降下火砕物によりUF6を内包する設備及び機器を収納する建屋の健全性が損なわれると、安全に影響を及ぼすおそれのあることから、UF6を内包する設備及び機器を防護対象施設とし、防護設計を講じる。山①	【仕様表】 -	【説明書】 ①建物に収納することにより防護する設計とする。	【設備変更対象(工事あり)】 - 【設備変更対象外(工事なし、変更なし)】 ①同左	【検査項目】 ①据付・外観検査 【検査方法】 ①実検査(代表立会い)	一号検査
			【記録等】 -	【記録等】 ・加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	なし		